

## 飯島賢二の『恐縮ですが・・・一言コラム』

### 第 43 回 国会議員の年金制度～管さんは年金を受け取らない？

自分のことは棚に置き、いつも人を攻めてばかりいるパフォーマンス政治屋の代表の土井さん、管さん、角田さん。教科書通りの<sup>たてまえ</sup>建前政治家・神崎さんや冬柴さん。批判と持論を使い分け、マスコミ使いの名手・石原都知事。馬鹿馬鹿しくも無責任極まりない批判屋・田原総一郎やインテリまがいのキャスター筑紫哲也、自民党は小泉首相までが噂の仲間入り。右も左も、大騒ぎの「年金未納」問題。何をか言わんやの、<sup>えいせ</sup>似非インテリゲンチャー。嘆かわしくも、<sup>かな</sup>悲しくも有りの我国の現状である。

年金も払っていない連中が「年金改革」と称し「痛み」を強いる法案を審議し、<sup>もつと</sup>尤もらしくそれを批判する、年金未払いの評論屋、もう吉本以上の<sup>ちやばん</sup>茶番と<sup>こっけいしばい</sup>滑稽芝居だが、そもそも、国会議員の先生方の年金（正しくは<sup>きわ</sup>国会議員互助年金）は、一般の国民年金と、どう、違うのか？...頭に来そうな部分だけ（？）調べてみた。

年金の受給要件は国民年金で被保険者期間 25 年以上、議員は 10 年以上の在職。しかも受給資格に満たない場合、国民年金は一円の返還もないが、国会議員の場合 3 年以上 10 年未満で、納付した金額の 8 割が返還される。これは大きな違いがある。

保険料（納付額）は議員の場合月額 10 万 3 千円にプラス期末手当から約 3 万円と、これはかなり高額である。これに対し国民年金は月額 1 万 3,300 円。当然、年間の給付額も差がある。国民年金は 40 年支払で 79 万 7 千円、議員は 10 年在職で 412 万円、在職 1 年ごとに約 8 万 2 千円ずつ増額される。

遺族年金は国民年金の場合、18 歳未満の子供がいる場合のみ<sup>もら</sup>貰えるが、議員年金は年金額の 1/2、無条件で受け取ることが出来る。そして問題の、税金である国庫負担の割合（<sup>もら</sup>国庫負担率）は、平成 15 年度で議員年金は 2/3、国民年金は 1/3 となっている。

例えば具体的に...、引退した中曽根元首相（85）は月額約 62 万円、年間 744 万円である。在職年数 30 年の小泉首相（61）が現在仮に引退したとすると、<sup>もら</sup>貰える年金額は月額約 48 万円。「年金 3 兄弟」の名付け親・管直人氏（57）なら在職 23 年で約 43 万円である。いや、この人に関しては、あれだけのことを人前で平気で言ってきた人だから、年金受給を辞退するか（現行法では出来ない）社会福祉に寄付するに違いない。

～カッコマン管よ！そのくらいのこと、やれ！！

ちなみにサラリーマンの厚生年金は、40 年加入で厚生年金・国民年金合わせて、月額約 17 万円程度の支給額となる。一体、誰のための、何のための年金なのか？そんな原典に基づいた「年金改革」法案であって欲しい。せめてもの、庶民の声を聞いてもらいたいものである。「聞こえない代議士は、選挙で落っこせ！！」運動でもやってみようか。